

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 令和8年度社会保険制度説明会の開催

令和8年5月から7月の間に「社会保険制度説明会」を開催します。本説明会では事業主および社会保険事務担当者の皆さまに向けた、さまざまなプログラムを用意していますのでぜひご参加ください。

開催場所、日程は以下の二次元コードからご確認ください。

【社会保険制度説明会の説明プログラムの一例】

算定基礎届の作成方法

算定基礎届の作成方法について大事なポイントをまとめて説明します。

不備や誤りなど実務上の留意点

届出した内容などに不備や記入誤りがある場合は、一度受付した届書をお返しする場合があります。

- ・実際に届出の内容などに不備や記入誤りがあり、届書をお返しした事例
 - ・届出の誤りが判明し、さかのぼって届出を訂正した事例
- などを紹介します。

短時間労働者の適用拡大と保険料調整制度の概要など年金制度の動向

令和7年年金制度改正法のうち、「短時間労働者の適用拡大」、適用拡大に際して活用いただける国の支援制度である「保険料調整制度」やその他年金制度に関する動向について説明します。

オンラインサービスの利用方法

オンラインサービスの概要および電子申請の利用方法について説明します。

○留意事項

- ・上記説明プログラムは一例です。
会場によってプログラムは異なります。
- ・オンラインで実施する場合があります。
- ・ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ・お問い合わせは管轄の年金事務所へお願いします。



日本年金機構ホームページ
【事業主の皆さまへ】令和8年度
社会保険制度説明会の開催について

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>

ご案内 賞与支払届または賞与不支給報告書を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。届出の内容は厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。賞与を支払ったときは届出漏れがないように注意してください。

なお、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要になります。

記載は右図のとおり、①賞与支払年月の欄に不支給となった年月を記入してください。

賞与支払届		賞与不支給報告書	
賞与支払予定年月	9. 令和 年 月	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 不支給となった年月を記入してください。 </div>	
① 賞与支払年月	9. 令和 08 06		
② 支給の状況	1. 不支給		

令和8年4月1日以降の扶養認定を受ける方で、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約による年間収入が基準を満たす場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱うことができるようになりました。本取扱いで認定を行う場合の必要書類および留意事項は以下のとおりです。

【必要書類】

被扶養者（異動）届に、以下の①②の両方の添付が必要となります。

〈添付書類〉

- ① 労働契約内容が分かる書類〔労働条件通知書、雇用契約書または労働条件が記載されている事業主証明（任意様式）〕（以下「通知書等」といいます。）
- ② 扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立書（申立書には扶養認定を受ける方の氏名を記載すること）

※ただし、被扶養者（異動）届の扶養に関する申立書欄に、扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立てと扶養認定を受ける方の氏名を記載した場合は、申立書の添付は不要です。

【留意事項】

- ・年間収入の判定ができない場合などは、本取扱いでの認定は行えませんので留意してください。
- ① 被扶養者（異動）届の「被扶養者になった日」から起算して通知書等の契約期間が1年未満の場合
- ② 「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合
- ③ 「通勤手当有」等となっており、手当の金額が不明確な場合
- ・申立書または被扶養者（異動）届の扶養に関する申立書欄は扶養認定を受ける本人に記載していただく必要があります。（扶養認定を受ける方が複数人の場合は本取扱いの対象となる全員の記載が必要です。）

詳しくは、下部のURLまたは二次元コードよりホームページをご確認ください。

夏の賞与支払届の提出の手続きには、「電子申請」をご利用ください。申請方法はとても簡単です。まだ電子申請を利用していない事業主様は、この機会にぜひご利用ください。

Point 1

24時間365日
いつでもどこでも申請



Point 2

通知書が早く届く



Point 3

郵送費・交通費の
コスト削減



昨年は賞与支払届の約**83%**が電子申請で提出されました！

電子申請の詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください。

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。
（受付日時等はHPをご覧ください。）

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の
補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou



Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



日本語
英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>